第百五十条の九の見出し中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条中「及び」を「並びに」に、「の規定による利用又は」を「並びに第百五十条の七第一項及び第二項の規定による利用及び」に、「を基金」を「を基盤機構」に、「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　第百五十条の八第一項の規定は、前項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名診療等関連情報の提供を行う場合について準用する。

3　個人情報の保護に関する法律第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、第一項の規定による委託を受けた者が当該委託に基づいて仮名診療等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

第百五十条の九を第百五十条の十二とする。

第百五十条の八中「匿名診療等関連情報利用者」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者」に改め、「規定」の下に「（これらの規定を第百五十条の九において準用する場合を含む。）又は第百五十条の八第一項の規定（次条第二項において準用する場合を含む。）により付した制限」を加え、同条を第百五十条の十一とする。

第百五十条の七第一項中「（国」を「及び仮名診療等関連情報利用者（国」に、「同じ」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者」という」に、「匿名診療等関連情報利用者の」を「匿名・仮名診療等関連情報利用者の」に改め、同条を第百五十条の十とする。

第百五十条の六の次に次の三条を加える。

（国民保健の向上のための仮名診療等関連情報の利用又は提供）

第百五十条の七　厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、仮名診療等関連情報（診療等関連情報に係る本人を他の情報と照合しない限り識別することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した診療等関連情報をいう。以下同じ。）を利用することができる。

2　厚生労働大臣は、国民保健の向上に資するため、次の各号に掲げる者であって仮名診療等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務として当該各号に定めるものを行うものが当該業務を行うために仮名診療等関連情報を利用する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該者に当該仮名診療等関連情報を提供することができる。

一　国の他の行政機関及び地方公共団体　適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案に関する調査

二　大学その他の研究機関　疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

三　民間事業者その他の厚生労働省令で定める者　医療分野の研究開発に資する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

3　厚生労働大臣は、前二項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該仮名診療等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の七第一項に規定する仮名医療保険等関連情報、介護保険法第百十八条の八第一項に規定する仮名介護保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

4　厚生労働大臣は、第二項の規定により仮名診療等関連情報を提供しようとする場合には、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

（仮名診療等関連情報の提供を受ける者に対する利用目的等の制限の要求等）

第百五十条の八　厚生労働大臣は、前条第二項の規定に基づき、仮名診療等関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、同項の規定により仮名診療等関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「仮名診療等関連情報利用者」という。）に対し、提供に係る仮名診療等関連情報について、その利用の目的又は方法の制限その他必要な制限を付すものとする。

2　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十八条及び第七十六条から第百七条までの規定は、厚生労働大臣が前条第一項又は第二項の規定により仮名診療等関連情報を利用し、又は提供する場合については、適用しない。

（準用）

第百五十条の九　第百五十条の三から第百五十条の六までの規定は、仮名診療等関連情報利用者による仮名診療等関連情報の取扱いについて準用する。

第百五十一条中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第百五十二条の二中「基金」を「基盤機構」に改める。

第百五十三条中「額並びに」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の規定による医師手当拠出金（次条第一項において「医師手当拠出金」という。）及び」を加え、「（同法）を「（高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第百五十四条第一項中「額並びに」の下に「医師手当拠出金及び」を加える。

第百五十五条第一項中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第百六十条第三項第二号中「後期高齢者支援金等」の下に「、医師手当拠出金等」を加え、同条第十四項中「後期高齢者支援金等の額」の下に「、医師手当拠出金等の額」を加える。

第百七十三条第一項及び第百七十六条中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第二百五条の四の見出し中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条第一項中「基金」を「基盤機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共同して」に改める。

第二百七条の三第二号中「第百五十条の八」を「第百五十条の十一」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　第百五十条の九において準用する第百五十条の六の規定に違反して、仮名診療等関連情報の利用に関して知り得た仮名診療等関連情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用したとき。

第二百十三条の二第一号中「第百五十条の七第一項」を「第百五十条の十第一項」に改める。

附則第二条第一項中「日雇拠出金」の下に「、医師手当拠出金等」を加える。

附則第四条の二中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第八条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第百十二条第二項中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の規定による医師手当拠出金等（第百十四条第一項及び第百二十一条第二項第二号において「医師手当拠出金等」という。）、介護保険法」に改める。

第百十二条の二第一項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（」に、「基金」を「基盤機構」に改める。

第百十四条第一項中「介護納付金」を「医師手当拠出金等、介護納付金」に改める。

第百二十一条第二項第二号中「並びに」を「、医師手当拠出金等並びに」に改める。

第百五十三条の十の見出し中「基金等」を「基盤機構等」に改め、同条第一項中「基金」を「基盤機構」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「その他の」を「に係る」に、「と共同して」を「その他厚生労働省令で定める者と共同して」に改める。

附則第七条中「介護保険法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第九条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「社会保険診療報酬支払基金法」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に、「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」に改める。

第五十八条第三項中「支払基金」を「機構」に改める。